付録-6 損傷度判定及び対策検討の目安

「附属物 (標識・照明施設等) の点検・対策要領 (案)」では、発生した損傷の程度を判定するための、 損傷度判定基準が規定されている。

本資料は,損傷度判定基準の一般的状況を現地で収集した損傷写真をもとに例示し,損傷度判定の一定の 目安を表すものである。

なお,以下に「附属物 (標識・照明施設等) の点検・対策要領 (案)」における損傷度判定基準の抜粋を示す。

1. 損傷度判定基準

目視点検による損傷度判定基準は表-1.1のとおりとする。

表-1.1 目視点検による損傷度判定基準

判定区分	_	般	的	状	況		
I	損傷が認められない。						
П	損傷が認められる。						
Ш	損傷が大きい。						

表一解1.1 損傷度判定区分と損傷状況

点検方法	損	傷内容	判定区分	損傷状況	備	考		
	き	裂	I	損傷なし				
			П	_				
			Ш	き裂がある。				
		防食機能の I 損傷なし						
		劣化	П	さびは表面的であり、著しい板厚の減少は				
				視認できない。				
			Ш	表面に著しい膨張が生じているか、または				
	腐			明らかな板厚減少が視認できる。				
		孔 食	I	損傷なし				
	食		П	孔食が生じている。				
			Ш	貫通した孔食が生じている。				
目視点検		異種金属	I	損傷なし				
		接触腐食	П	_				
			Ш	異種金属接触による腐食がある。				
	ゆ	るみ ・脱落	I	損傷なし				
			II	ボルト・ナットのゆるみがある。				
			Ш	ボルト・ナットの脱落がある。				
	破	断	I	損傷なし				
			П	_				
			Ш	ボルトの破断がある。				
				支柱等の部材の破断がある。				
	変	形・欠損	I	損傷なし				
			П	変形または欠損がある。				
			Ш	著しい変形または欠損がある。				
	滞	水	I	滞水の形跡が認められない。				
			П	滞水の形跡が認められる。				
			Ш	滞水が生じている。				

損傷 判定 区分	き裂	部位		火	丁具及び灯具取付部
			状	兄	灯具に, き裂が確認される。
ш				因	振動によるものと考えられ る。
					灯具を交換する必要がある。
п			要 因	因	
n			措置の目	目安	
			備	考	
			状的	兄	健全な状態である。
I			要 因	因	_
			措置の目	目安	_
			備	考	

損傷 判定 区分	き裂	部位		柱脚	部(リブ取付溶接部)
			状	況	リブ取付溶接部に,き裂(写 真では塗膜の割れ)が視認さ れた。
ш		T	要	因	振動によるものと考えられ る。
			措置の)目安	早急に補修又は更新する必要がある。
		備	考		
		状	況		
			要	因	
П			措置の)目安	
			備	考	
			状	況	健全な状態である。
			要	因	_
I		措置の)目安	_	
				考	

損傷 判定 区分	腐食(防食機能の劣化)	部位		· /	汀具及び灯具取付部
			状	況	断面欠損を伴う腐食が認めら れた。
ш	FH-39	J	要	因	経年劣化が要因と考えられる。
		7	措置の	の目安	灯具の更新が必要であると考 える。
			備	考	
					部分的に が発生している。 板厚減少は認められない。
п			要	因	経年劣化によるものと考えられる。
			措置の目安		板厚減少を伴う腐食に進行す る恐れがある場合は,部分的 な補修塗りが必要である。
			備	考	
			状	況	健全な状態である。
I			要	因	_
1	2 Julian		措置0	の目安	_
				考	

損傷 判定 区分	腐食(防食機能の劣化)	部 位		開口部	部(電気設備用開口部)
	860 02	No.	状	況	断面欠損を伴う腐食が視認さ れる。
Ш			要	因	経年劣化と雨水等の滞水が要 因と考えられる。
			措置の)目安	支柱本体の更新が必要と考え られる。
		***	備	考	
	II		状	況	蓋全体に が発生している。 板厚減少は認められない。
			要	因	経年劣化によるものと考えられる。
П			措置⊄)目安	板厚減少を伴う腐食に進行する恐れがある場合は、部分的な補修塗り又は蓋の交換などを行う必要がある。
		ch see	備	考	
		4	状	況	健全な状態である。
I			要	因	_
1			措置の)目安	_
	Willy		備	考	

損傷 判定 区分	腐食(防食機能の劣化)	部位	柏	E脚部(路面境界部)
			状 況	路面を掘削したところ,埋設 箇所に腐食による断面の貫通 が確認された。
ш			要因	支柱と路面との隙間に水が滞 水し、腐食を進行させたもの と考えられる。
			措置の目安	早急に更新する必要があると 考える。
			備考	
		1	状 況	路面を掘削したところ,埋設 箇所に腐食が視認された。な お,板厚調査の結果,残存板 厚は管理値を満足している。
п			要因	支柱と路面との隙間に水が滞水し、腐食を進行させたものと考えられる。
			措置の目安	塗替を行い腐食の進行を抑制 するとともに,必要に応じて コンクリートなどで根巻き し,排水勾配を設ける。
			備考	
			状 況	健全な状態である。
_			要因	_
I			措置の目安	_
			備考	

損傷 判定 区分	腐食(防食機能の劣化)	部位	柱脚部	(アンカーボルト・ナット)
			状 況	全体的に腐食が発生しており,断面減少も著しい。
Ш		Ç:	要因	経年劣化と雨水が要因と考えられる。
			措置の目安	新規部材に更新する必要があると考える。
			備考	
		状 況	全体的に が発生している。 断面減少は認められない。	
		要因	経年劣化によるものと考えられる。	
п		措置の目安	の進行を抑制するために、 補修塗りが必要である。また、 保護キャップの設置も有効で あると考えられる。	
			備考	
			状 況	健全な状態である。
I			要因	_
			措置の目安	
			備考	

損傷 判定 区分	腐食(防食機能の劣化)	部位		柱脚	部(リブ取付溶接部)
			状	況	腐食による断面の貫通が視認された。
ш			要	因	エッジ部や溶接部の塗装不備 により、腐食が発生し進行し たものと考えられる。
			措置⊄	の目安	早急に更新する必要があると 考えられる。
			備	考	
		状	況	全体に が発生している。 断面減少は視認されない。	
п		要	因	経年劣化や溶接部の塗装不備 により、腐食が発生し、進行 したものと考えられる。	
п		措置⊄	の目安	の進行を抑制するために, 補修塗りを行う必要があると 考えられる。	
			備	考	
			状	況	健全な状態である。
T			要	因	_
I			措置0	の目安	_
				考	

損傷 判定 区分	腐食(異種金属接触腐食)	部 位	支	柱本体(取付バンド)
			状 況	支柱に取り付けられたバンド 部に局部的な腐食が生じてい る。
		1	要因	バンドに雨水が滞水し腐食が 生じたか,異種金属接触が要 因と考えられる。
Ш			措置の目安	部分的な補修塗りを行うか, 異種金属接触が原因の場合は バンドの更新が必要と考えら れる。
			備考	
			状 況	
п			要因	
			措置の目安	
			備考	
			状 況	健全な状態である。
I			要因	_
		措置の目安	_	
			備考	

損傷 判定 区分	ゆるみ・脱落	部位			丁具及び灯具取付部
			状	況	灯具取付ボルトの脱落が確認 された。
	第8)	要	因	振動によるものと考えられ る。
Ш	ш				ボルトの新設。また,状況に 応じてゆるみ止め対策を施す 必要がある。
			備	考	
	l-e	状	況	灯具カバーのボルトにゆるみ が確認された。	
			要	因	振動によるものと考えられ る。
П			措置0	の目安	増し締めする必要があると考えられる。また、状況に応じてゆるみ止め対策を施す必要がある。
			備	考	
			状	況	健全な状態である。
T			要	因	_
I			措置の	の目安	-
			備	考	

損傷 判定 区分	ゆるみ・脱落	部位			アンカーボルト
					アンカーボルトの脱落が確認された。
	Ⅲ (事例なし)			因	振動によるものと考えられ る。
Ш				り目安	ナットの締め直しが必要である。また、状況に応じてゆるみ止め対策を施す必要がある。
				考	
				況	アンカーボルトにゆるみが確 認された。
				因	振動によるものと考えられ る。
п		3	措置♂	の目安	増し締めする必要があると考えられる。また、状況に応じてゆるみ止め対策を施す必要がある。
			備	考	
			状	況	健全な状態である。
			要	因	_
I			措置の	の目安	_
			備	考	

損傷 判定 区分	破断	部	位		開口部	部(電気設備用開口部)
			状	況	電気設備用開口部の蓋の取付 けボルトが破断している。	
ш			要	因	衝突によるものと考えられ る。	
				措置の)目安	ボルトの交換と, 開口部を補修する必要がある。
				備	考	
				状	況	
п				要	因	
				措置の)目安	
				備	考	
			状	況	健全な状態である。	
I			要	因	_	
		措置の)目安	_		
			備	考		

損傷 判定 区分	破断	部 位	支	柱継手部(上下管取付部)
			状 況	上下管の取付部が鞘管構造と なっており、この部位のボル トが破断している。
ш		要因	振動によるものと考えられ る。	
		措置の目気	ボルトの交換か,取付管を更 新する必要がある。	
			備考	
			状 況	
т.		要因		
П		措置の目	安	
			備考	
	470		状 況	健全な状態である。
I		要因	_	
		措置の目気	安 —	
			備考	

損傷 判定 区分	破断	部位		支柱
			状 況	支柱の溶接継手部の腐食により,破断,照明柱上側が落下 した状況が確認される。
Ш			要因	溶接継手部内側からの腐食に より破断したと考えられる。
m			措置の目安	速やかに撤去し、更新する必 要があると考えられる。
		備考		
			状 況	
п			要因	
n		措置の目安		
			備考	
		状 況	健全な状態である。	
I		要因	_	
		措置の目安	_	
			備考	

損傷 判定 区分	破断	部位		支柱横梁 (基部)
			状 況	標識の横梁の基部がき裂によ り破断して落下した状況が確 認される。
Ш			要因	強風などによる疲労き裂が考 えられる。
			措置の目安	更新する必要があると考えら れる。
			備考	
		状 況		
п		要因		
п		措置の目安		
			備考	
			状 況	健全な状態である。
I		要因	_	
		措置の目安	_	
		備考		

損傷 判定 区分	変形・欠損	部位		支柱本体
				支柱本体に大きな変形が確認された。
ш			要因	衝突によるものと考えられる。
m			措置の目安	更新する必要がある。
	国际种 (数别) 国际种 (数别) 写合时 長瀬 246.4 管理番号55-07 六°-1L 安形		状 況	支柱本体に微小な変形が確認された。
			要因	衝突によるものと考えられる。
П		措置の目安	補修塗りを行えば機能的には 問題ないので,現状維持でよ いと考えられる。	
			備考	
			状 況	健全な状態である。
I			要因	_
			措置の目安	_
			備考	

損傷 判定 区分	変形・欠損	部位		開口部	邵(電気設備用開口部)
		状	況	著しい変形,断面の欠損が確認される。	
ш	艺。中		要	因	衝突によるものと考えられる。
ш	上海が	措置の)目安	更新する必要があると考えられる。	
			備	考	
		man ame	状	況	変形が確認された。 断面欠損は認められない。
		要	因	衝突によるものと考えられる。	
П		措置の)目安	腐食の要因となり機能的な問題へと発展する可能性がある場合は、蓋を更新するのがよいと考えられる。	
			備	考	
			状	況	健全な状態である。
I			要	因	_
		措置の	目安	_	
		die 1	備	考	

損傷 判定 区分	滞水	部位		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	月口部(支柱内部)
			状心	兄	支柱内部に雨水の滞水が確認 できる。
ш			要因	因	開口部から進入したものと考 えられる。
ш			措置の目	ョ安	支柱内部の滞水除去と,清掃 後,補修塗装が必要である。
			備者	与	
		状光	兄	支柱内部に滞水の形跡が認められる。	
п		要因	因	開口部から進入したものと考 えられる。	
n		措置の目	ョ安	支柱内部の清掃後,補修塗装 が必要であると考えられる。	
		備者	与		
			状 沿	兄	健全な状態である。
I		要因	因	_	
		措置の目	目安	_	
	The Linese		備者	垮	

損 傷 判定 区分	腐食	部位	灯』	具及び灯	丁具取付部 (トンネル照明)
	Ⅲ (事例なし)		状	況	著しい腐食が生じている。
ш			要	因	経年的な劣化や、大気中の化 学腐食成分等の外的要因によ るものと思われる。
			措置⊄	り目安	早急に交換の必要がある。
			備	考	
			状	況	腐食が生じている。断面の減 少等は認められない。
	080		要	因	経年的な劣化や、大気中の化 学腐食成分等の外的要因によ るものと思われる。
П	工事名工事上示以與明末心病疾		措置ℓ	の目安	次回点検までに腐食が著しく 進行する恐れがある場合は, 新規部材に更新する必要があ る。
	神食者	備	考		
			状	況	健全な状態である。
I			要	因	_
		措置⊄	の目安	_	
			備	考	赤丸部の取付部